

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年3月29日

【事業年度】 第77期(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

【会社名】 エルナー株式会社

【英訳名】 ELNA CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 吉田 秀俊

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目8番11号

【電話番号】 045—470—7253

【事務連絡者氏名】 取締役上席執行役員経営企画部長 安藤 正直

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目8番11号

【電話番号】 045—470—7253

【事務連絡者氏名】 取締役上席執行役員経営企画部長 安藤 正直

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
株主資本合計		
当期首残高	3,445	4,150
当期変動額		
当期純利益	681	311
土地再評価差額金の取崩	24	—
自己株式の取得	△0	△0
当期変動額合計	705	311
当期末残高	4,150	4,462
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△11	△25
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△14	15
当期変動額合計	△14	15
当期末残高	△25	△10
土地再評価差額金		
当期首残高	389	395
当期変動額		
土地再評価差額金の取崩	△24	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	30	—
当期変動額合計	6	—
当期末残高	395	395
評価・換算差額等合計		
当期首残高	378	370
当期変動額		
土地再評価差額金の取崩	△24	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	16	15
当期変動額合計	△7	15
当期末残高	370	385
新株予約権		
当期首残高	—	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	6
当期変動額合計	—	6
当期末残高	—	6
純資産合計		
当期首残高	3,823	4,521
当期変動額		
当期純利益	681	311
土地再評価差額金の取崩	—	—
自己株式の取得	△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	16	21
当期変動額合計	697	333
当期末残高	4,521	4,854

【重要な会計方針】

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品については総平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)、仕入製品・原材料については移動平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により評価しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～38年

機械及び装置 6年～8年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

数理計算上の差異については、各年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌年度から費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による定額法により費用処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金支給に備えて、内規に基づく要支給額を計上しております。

(4) 投資損失引当金

関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案して必要額を計上しております。

5 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、通貨スワップ、金利スワップ

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務、外貨建予定取引、借入金利

(3) ヘッジ方針

外貨建金銭債権債務及び将来の外貨建取引に係る為替変動リスク並びに金利変動リスクに備え、キャッシュ・フローを固定する目的でヘッジ取引を行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動の累計とヘッジ対象の変動の累計との比率を比較し、有効性を判断しております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

当社及び当社の一部の連結子会社は、平成25年12月期より連結納税制度の適用を受けることについて、国税庁長官の承認を受けました。また、当事業年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」（実務対応報告第5号）及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」（実務対応報告第7号）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

【追加情報】

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する主な資産及び負債は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
受取手形	12百万円	0百万円
売掛金	2,093百万円	2,263百万円
未収入金	249百万円	183百万円
支払手形	311百万円	249百万円
買掛金	977百万円	648百万円

※2 商品及び製品のうちには半製品を有償支給し当該品の完成による仕入製品も含んでおります。

※3 担保に供している資産

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
建物	2,157百万円	1,991百万円
土地	1,650百万円	1,650百万円
投資有価証券	30百万円	42百万円

上記に対する債務

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
手形割引	76百万円	53百万円
短期借入金	402百万円	一百万円
1年内返済予定の長期借入金	2,460百万円	1,651百万円
長期借入金	1,133百万円	1,781百万円

4 偶発債務

保証債務

関係会社の銀行借入、リース債務等に対する保証額は次のとおりであります。

(外貨建保証債務額は決算時の為替相場による円換算額を付しております。)

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
エルナー東北㈱	123百万円	86百万円
ELNA ELECTRONICS(S) PTE. LTD.	(US\$ 500,000)	(US\$ 500,000)
TANIN ELNA CO., LTD.	38百万円	43百万円
	(BAHT 37,763,136)	(BAHT 76,044,744)
	92百万円	214百万円
愛陸電子貿易(上海) 有限公司	(US\$ 650,000)	(US\$ 650,000)
ELNA PCB(M) SDN. BHD.	50百万円	56百万円
	(M\$ 25,739,010)	(M\$ 31,590,757)
	631百万円	892百万円
ELNA-SONIC SDN. BHD.	(M\$ 14,000,000)	(M\$ 13,000,000)
	343百万円	367百万円
計	1,280百万円	1,660百万円

5 受取手形割引高

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
受取手形割引高	329百万円	324百万円
(上記のうち関係会社受取手形割引高)	(29百万円)	(38百万円)
期末日(銀行休業日)期日の手形で手形交換日に決済処理した受取手形割引高	80百万円	52百万円

6 当社においては、資金繰りの安定化と機動的な資金調達及び長期的な資金確保を目的として、取引銀行2行をアレンジャーとするシンジケートローン契約を締結しております。

当該契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
シンジケートローン極度額	4,369百万円	5,849百万円
借入実行残高	2,299百万円	3,679百万円
差引額	2,070百万円	2,170百万円

※7 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額」に合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月日

平成11年12月31日

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△226百万円	△239百万円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との主な取引は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
売上高	7,882百万円	8,152百万円
当期製品仕入高	6,872百万円	7,287百万円
受取利息	107百万円	143百万円
受取賃貸料	129百万円	113百万円

※2 他勘定振替高の内容

主として販売費への振替であります。

※3 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額は、次のとおりであります。なお、当該金額は、戻入額と相殺した後の金額であります。

	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
売上原価	△0百万円	4百万円

※4 販売費及び一般管理費のうち、販売費の占める割合及び主な費目は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
(1) 販売費の占める割合	約48%	約49%
(2) 主な費目		
荷造運賃発送費	207百万円	171百万円
給料諸手当	662百万円	650百万円
退職給付費用	42百万円	40百万円
減価償却費	24百万円	23百万円
賃借料	162百万円	150百万円
研究開発費	395百万円	377百万円

研究開発費の中に次のものが含まれております。

	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
退職給付費用	13百万円	12百万円
減価償却費	60百万円	53百万円

※5 一般管理費及び当期製造経費に含まれている研究開発費は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
一般管理費	395百万円	377百万円

※6 固定資産処分損の内訳

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
固定資産除却損		
建物	0百万円	0百万円
機械及び装置	5百万円	2百万円
車両運搬具	0百万円	0百万円
工具、器具及び備品	3百万円	3百万円
計	9百万円	6百万円

※7 減損損失

前事業年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所
遊休資産	土地	福島県いわき市

当社は原則としてセグメントを基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

上記の遊休資産については、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定士による鑑定評価額まで減額し、当該減少額を減損損失(40百万円)として特別損失に計上いたしました。

当事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

該当事項はありません。

※8 災害による損失

前事業年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

災害による損失は、東日本大震災に伴い発生した損失であり、主に原状回復費用や工場操業停止期間中の固定費であります。

当事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	19,225株	155株	—	19,380株

(注) 増加155株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

当事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	19,380株	835株	—	20,215株

(注) 増加835株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(リース取引関係)

リース取引開始日が平成20年12月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(借主側)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年12月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	2,016	1,454	562
車両運搬具	11	9	1
工具、器具及び備品	463	379	83
合計	2,491	1,843	647

(単位：百万円)

	当事業年度 (平成24年12月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	1,467	1,186	280
車両運搬具	5	5	0
工具、器具及び備品	176	163	13
合計	1,649	1,355	293

(2) 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
1年以内	372	244
1年超	315	71
合計	687	315

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
支払リース料	489	385
減価償却費相当額	447	353
支払利息相当額	25	13

(4)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5)利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

① リース資産の内容

主として、プリント回路事業における製造設備であります。

② リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
1年以内	15百万円	18百万円
1年超	36百万円	33百万円
合計	52百万円	52百万円

(有価証券関係)

前事業年度(平成23年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式1,588百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成24年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式1,588百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	6百万円	0百万円
退職給付引当金	538百万円	472百万円
役員退職慰労引当金	27百万円	0百万円
貸倒引当金	827百万円	119百万円
たな卸資産評価損	25百万円	27百万円
投資損失引当金	9百万円	170百万円
関係会社株式評価損	981百万円	691百万円
その他有価証券評価差額金	10百万円	3百万円
繰越欠損金	74百万円	688百万円
その他	35百万円	16百万円
小計	2,536百万円	2,192百万円
評価性引当額	△2,372百万円	△1,854百万円
合計	164百万円	338百万円

2 法定の実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
法定実効税率	40.0%	40.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8%	5.1%
受取配当金等永久に益金に参入されない項目	△0.1%	△6.7%
評価性引当額	△50.8%	△165.1%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	—	11.8%
住民税均等割等	2.1%	8.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△8.0%	△106.0%

3 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正

前事業年度(平成23年12月31日)

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。

平成24年12月31日まで	40%
平成25年1月1日から平成27年12月31日	38%
平成28年1月1日以降	35%

この税率の変更による繰延税金資産および当事業年度に費用計上された法人税等への影響額はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
1株当たり純資産額	74円08銭	81円22銭
1株当たり当期純利益	16円37銭	6円77銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	12円03銭	4円97銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
純資産の部の合計額	4,521百万円	4,854百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	1,440百万円	1,476百万円
(うち当事業年度に係る剰余金の配当であ って普通株式に関連しない金額)	—	(30百万円)
(うち優先株式払込金額)	(1,440百万円)	(1,440百万円)
(うち新株予約権)	—	(6百万円)
普通株式に係る期末の純資産額	3,081百万円	3,378百万円
普通株式の発行済株式数	41,611,458株	41,611,458株
普通株式の自己株式数	19,380株	20,215株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普 通株式の数	41,592,078株	41,591,243株

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益	681百万円	311百万円
普通株主に帰属しない金額	—	30百万円
(うち優先配当金)	—	(30百万円)
普通株式に係る当期純利益	681百万円	281百万円
普通株式の期中平均株式数	41,592,186株	41,591,650株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額	—	—
普通株式増加数	15,000,000株	15,000,000株
(うちA種優先株式)	(15,000,000株)	(15,000,000株)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり当期純利益の算定に含まれな かった潜在株式の概要	—	平成24年3月29日開催の定時株 主総会決議の新株予約権 (新株予約権の数 370個)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	5,133	18	0	5,150	3,088	205	2,061
構築物	661	10	—	671	488	37	183
機械及び装置	6,473	421	261	6,632	5,527	531	1,105
車両運搬具	32	9	4	37	29	2	8
工具、器具及び備品	1,963	56	284	1,735	1,579	129	156
土地	1,986	—	—	1,986	—	—	1,986
リース資産	126	—	—	126	56	21	70
建設仮勘定	176	150	325	0	—	—	0
有形固定資産計	16,553	667	876	16,343	10,769	928	5,574
無形固定資産							
施設利用権	—	—	—	19	11	—	8
特許権	—	—	—	4	2	0	2
ソフトウェア	—	—	—	37	24	7	13
リース資産	—	—	—	3	1	0	1
無形固定資産計	—	—	—	64	39	8	25
長期前払費用	—	22	7	15	4	4	10

- (注) 1 機械及び装置の主な増加は、プリント回路製造設備の取得であります。
 2 機械及び装置の主な減少は、プリント回路製造設備の廃棄であります。
 3 工具、器具及び備品の主な減少は、プリント回路製造設備の廃棄であります。
 4 無形固定資産の金額が資産総額の1%以下であるため「当期首残高」「当期増加額」および「当期減少額」の記載を省略しております。
 5 長期前払費用の減少は、短期への振替であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	2,069	73	1,796	3	342
投資損失引当金	23	464	—	—	487
役員退職慰労引当金	68	3	70	—	1

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、貸倒引当金超過による戻入であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

a 現金及び預金

種別	金額(百万円)
現金	0
普通預金	776
定期預金	450
計	1,226

b 受取手形

イ 相手先別内訳(関係会社を含む)

相手先	金額(百万円)
黒田電気(株)	173
サン電子(株)	33
(株)ジェイテクト	16
西鉄電設工業(株)	4
愛三工業(株)	3
その他	16
計	248

ロ 期日別内訳(関係会社を含む)

区分	受取手形(百万円)	割引手形(百万円)
平成24年12月	—	52
平成25年1月	—	86
2月	7	85
3月	6	98
4月	232	2
5月	0	—
計	248	324

c 売掛金

イ 相手先別内訳(関係会社を含む)

相手先	金額(百万円)
ELNA ELECTRONICS(S) PTE. LTD.	2,011
三菱電機株	1,243
オムロン飯田株	347
NECアクセステクニカ株	185
黒田電気株	170
その他	1,296
計	5,253

ロ 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況(関係会社を含む)

当期首残高 (百万円)	当期売上高 (百万円)	当期回収額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率 (%)	滞留状況 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{((A)+(D)) \div 2 \times 366}{(B)}$
6,318	27,130	28,194	5,253	84.3	78.1

(注) 上記の当期売上高には、消費税等を含んでおります。

d 商品及び製品

品種別	金額(百万円)
コンデンサ	349
プリント回路	826
計	1,176

e 仕掛品

品種別	金額(百万円)
プリント回路	909
計	909

f 原材料及び貯蔵品

品種別	金額(百万円)
コンデンサ用素材及び部品他	12
プリント回路用素材及び薬品他	333
計	345

g 関係会社短期貸付金

関係会社名	金額(百万円)
TANIN ELNA CO., LTD.	695
ELNA PCB(M) SDN. BHD.	1,522
計	2,218

② 固定資産

a 関係会社株式

銘柄	金額(百万円)
ELNA-SONIC SDN. BHD.	653
ELNA PCB(M) SDN. BHD.	506
ELNA ELECTRONICS(S) PTE. LTD.	160
エルナー松本(株)	120
ELNA AMERICA, INC.	88
その他	59
計	1,588

b 関係会社長期貸付金

関係会社名	金額(百万円)
エルナー東北(株)	1,243
TANIN ELNA CO., LTD.	904
ELNA PCB(M) SDN. BHD.	749
エルナー松本(株)	150
計	3,047

③ 流動負債

a 支払手形及び設備関係支払手形(関係会社含む)

イ 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
佐藤商事(株)	594
日立化成商事(株)	358
エルナー東北(株)	241
(株)アズマ	193
旭日産業(株)	181
その他	1,426
計	2,994

ロ 期日別内訳(設備関係支払手形含む)

期日	平成25年 1月	2月	3月	4月	計
金額(百万円)	908	879	610	595	2,994

b 買掛金(関係会社を含む)

相手先	金額(百万円)
ELNA-SONIC SDN. BHD.	291
佐藤商事(株)	167
TANIN ELNA CO., LTD.	150
エルナー東北(株)	107
日立化成商事(株)	81
その他	427
計	1,226

c 短期借入金

区分	金額(百万円)
シンジケートローン	1,379
(株)商工組合中央金庫	330
(株)三井住友銀行	300
オリックス信託銀行(株)	150
(株)りそな銀行	16
日本生命保険相互会社	7
計	2,182

(注) シンジケートローンは、(株)みずほコーポレート銀行、(株)三菱東京UFJ銀行をアレンジャーとする金融機関で組成されております。以下、「d 1年内返済予定の長期借入金」および「④ 固定負債 a 長期借入金」で同じ。

d 1年内返済予定の長期借入金

区分	金額(百万円)
シンジケートローン	766
(株)横浜銀行	685
(株)みずほコーポレート銀行	647
(株)商工組合中央金庫	342
三菱UFJ信託銀行(株)	327
(株)新銀行東京	140
三井住友信託銀行(株)	111
日本生命保険相互会社	99
(株)三井住友銀行	84
(株)滋賀銀行	83
(株)りそな銀行	65
(株)三菱東京UFJ銀行	38
計	3,390

④ 固定負債

a 長期借入金

区分	金額(百万円)
シンジケートローン	1,534
(株)横浜銀行	550
(株)商工組合中央金庫	485
三菱UFJ信託銀行(株)	201
(株)みずほコーポレート銀行	147
(株)三井住友銀行	95
(株)新銀行東京	60
(株)りそな銀行	49
日本生命保険相互会社	42
(株)滋賀銀行	18
計	3,183

b 退職給付引当金

区分	金額(百万円)
退職給付債務	2,518
未認識過去勤務債務	119
未認識数理計算上の差異	△364
年金資産	△935
計	1,337

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	12月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 買取手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 http://www.elna.co.jp
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、当会社の株主は、その有する単元未満株式について、会社法第189条第2項各号に掲げる権利及び本定款に定める権利以外の権利を行使することができない旨を定めております。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類 並びに確認書	事業年度 (第76期)	自 至	平成23年1月1日 平成23年12月31日	平成24年3月30日 関東財務局長に提出
(2) 内部統制報告書及び その添付書類	事業年度 (第76期)	自 至	平成23年1月1日 平成23年12月31日	平成24年3月30日 関東財務局長に提出
(3) 四半期報告書及び 確認書	第77期 第1四半期	自 至	平成24年1月1日 平成24年3月31日	平成24年5月15日 関東財務局長に提出
	第77期 第2四半期	自 至	平成24年4月1日 平成24年6月30日	平成24年8月10日 関東財務局長に提出
	第77期 第3四半期	自 至	平成24年7月1日 平成24年9月30日	平成24年11月14日 関東財務局長に提出
(4) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19 条第2項第9号の2(株主総会における 議決権行使の結果)の規定に基づく臨時 報告書			平成24年4月3日 関東財務局長に提出
	企業内容等の開示に関する内閣府令第19 条第2項第12号(財政状態および経営成 績に著しい影響を与える事象の発生)の 規定に基づく臨時報告書			平成25年2月19日 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

1 【保証の対象となっている社債】

社債の名称	発行年月日	券面総額 (百万円)	償還額 (百万円)	当事業年度 末現在の未 償還額 (百万円)	上場金融商品取引所又は 登録認可金融商品取引業 協会名	保証会社
エルナー株式会社 第1回無担保社債	平成22年 6月30日	750	600	150	上場及び登録はしており ません	三井住友信託 銀行株式会社
エルナー株式会社 第2回無担保社債	平成24年 3月30日	749	247	502	同上	同上
エルナー株式会社 第3回無担保社債	平成24年 6月7日	1,100	—	1,100	同上	同上

2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

(1) 【保証会社が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】

半期報告書 第1期 自 平成24年4月1日 平成24年11月29日
至 平成24年9月30日 関東財務局長に提出

② 【臨時報告書】

該当事項はありません。

③ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

金融商品取引法の規定による備置場所はありません。

3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

該当事項はありません。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3 【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年3月28日

エルナー株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北川卓哉 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森田高弘 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエルナー株式会社の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エルナー株式会社及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、エルナー株式会社の平成24年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、エルナー株式会社が平成24年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年3月28日

エルナー株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北川卓哉 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森田高弘 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエルナー株式会社の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第77期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エルナー株式会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。